

# 石綿含有廃棄物等の適正処理に向けての取組み

平成30年12月7日

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室産業廃棄物指導課

# ○大阪府産業廃棄物指導課の

## 石綿含有廃棄物適正処理に向けての取り組み

### ■ 建設リサイクル法説明会での周知

平成29年度実績

- ・発注者向け（平成29年5月31日）
- ・施工業者向け（平成29年8月28日、平成30年1月24日）

平成30年度実績

- ・発注者向け（平成30年8月3日）
- ・施工業者向け（平成30年7月25日、平成31年1月24日予定）

### ■ リーフレットの配布

建設リサイクル法窓口、建設業法窓口にて配布及び設置

- ・アスベスト廃棄物の適正処理について
- ・地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について

## ■ 発注者の責務

### <基本事項>

建設廃棄物の処理責任は「元請業者」にある

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)第21条の3第1項。



「発注者」は、排出事業者である元請業者が建設廃棄物の処理責任を果たせるよう、立場に応じた責務を果たさなければならない。



発注者の責務とは？

## ■ 発注者の責務

- 廃棄物処理法においては、建設廃棄物の処理責任は元請業者にあるが、発注者として、元請業者により建設廃棄物が適正に処理されることを確認することが重要。

### ＜発注者の責務と役割＞

※「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(環境省)を一部改変し作成

1. 建設工事を行う以前からの廃棄物を適正に処理すること。
2. 元請業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。
  - ①建設廃棄物の処理方法
  - ②処分場所等処理に関する条件
  - ③建設廃棄物を再生処理施設に搬入する条件等
3. 企画、設計段階において、建設廃棄物に関する以下の項目について積極的に推進すること。
  - ①建設廃棄物の発生抑制
  - ②現場で発生した建設廃棄物の再生利用
  - ③再生資材の活用

## ■ 発注者の責務

### ＜発注者の責務と役割＞ ※つづき

4. 積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上すること。
5. 元請業者より、建設廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書の提出をさせること。
6. 工事中は建設廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払うこと。
7. 工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する。また、建設廃棄物が放置されていないか注意を払うこと。
8. (対象建設工事である場合) 建設リサイクル法に従うこと。  
※建設リサイクル法(=「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」)
9. (業務用冷凍空調機器の所有者である場合) フロン排出抑制法に従うこと。  
※フロン排出抑制法(=「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」)

## <施工業者説明用資料>

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

#### <排出事業者責任の基本事項>

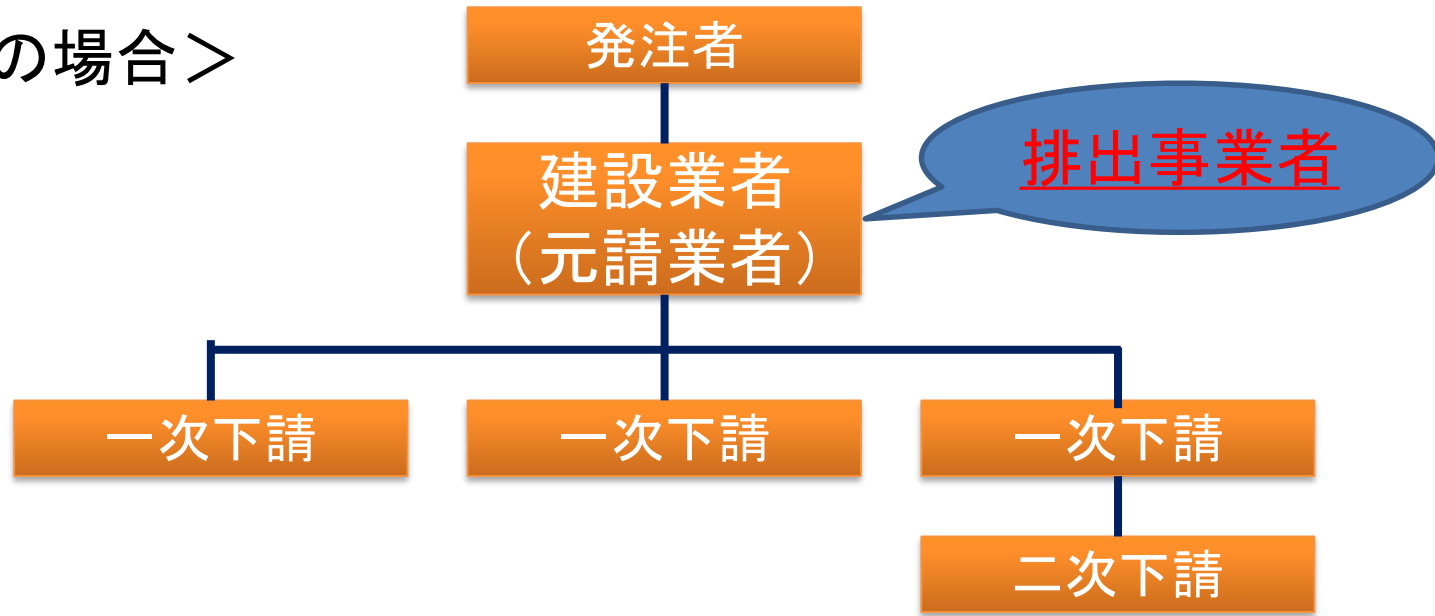
建設廃棄物の処理責任は元請業者にある。

（法第21条の3第1項）

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（略）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負った建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

# 建設廃棄物の排出事業者

<通常の場合>



- 解体工事等を元請業者から一括して請け負わされた場合は？
- 解体工事等を工務店や不動産屋から紹介された場合は？

⇒ 適切に判断しなければ、廃棄物処理法違反につながる可能性があります。

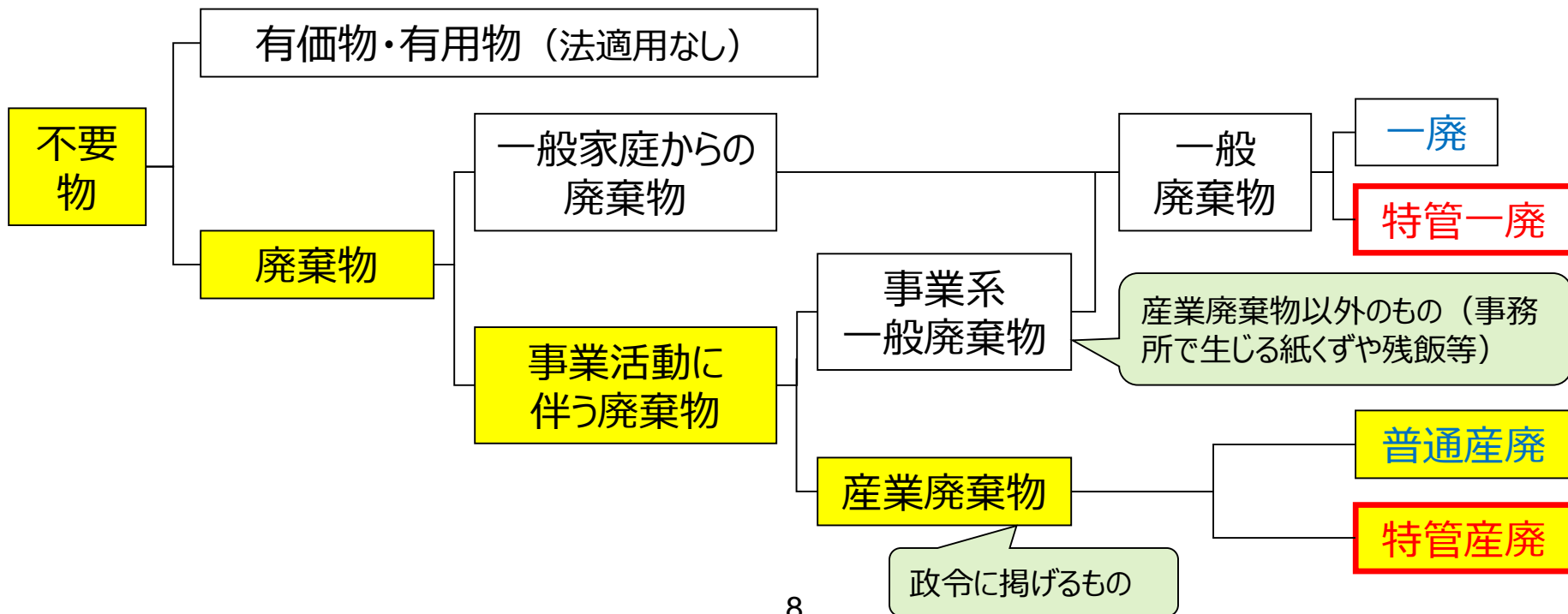
# ○廃棄物の区分

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、～略～ その他の汚物又は不要物であって、**固形状又は液状のもの**。（放射性廃棄物を除く）

※**浚渫土、建設発生土は法の対象外**

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は**他人に有償で売却することができないために不要になった物**をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。





# ○石綿含有廃棄物等の定義

## ■ 廃石綿等(廃棄物処理法施行規則第1条の2第7項)

- ・建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物

吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材

その他の保温材、断熱材、耐火被覆材（人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの）

- ・吹付け石綿等の除去に使用されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等

- ・特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた集じん物、防じんマスク集じんフィルター、その他の用具・器具（石綿が付着しているおそれのあるもの）

## ■ 石綿含有廃棄物(廃棄物処理法施行規則第1条の3の3、第7条の2の3)

- ・石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの（「廃石綿等」を除く）

- ・石綿含有一般廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの

# ○石綿含有廃棄物等の定義

## 産業廃棄物

- ・廃プラスチック類 ・ガラスくず ・がれき類 等

### 石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）

- ・石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）
- ・石膏ボード（ガラスくず）
- ・石綿スレート板（がれき類） 等

## 特別管理産業廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物

### 廃石綿等（飛散性アスベスト）

## 一般廃棄物

- ・家庭からのごみ ・事務所からの紙くず、食品残渣等

### 石綿含有一般廃棄物

- ・日曜大工によって排出された石綿スレート等

## 特別管理一般廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する一般廃棄物

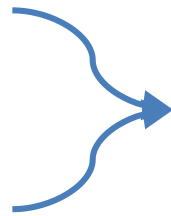
# ○石綿含有廃棄物等の適正処理に向けたポイント

①管理体制

②建設工事現場における保管

③収集・運搬

④処分



処理の委託

# アスベスト(石綿)廃棄物の適正処理について

## ●廃石綿等(特別管理産業廃棄物)の処理(一部抜粋)

①管理体制 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置。

### ②建設工事現場における保管

- ・周囲に囲いを設け、保管場所であることや保管場所の責任者の連絡先等を掲示。
- ・飛散防止措置として、湿潤化させ厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重梱包。

### ③処理の委託

- ・廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。
- ・国の認定を受けた無害化処理施設に委託。

## ●石綿含有産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の処理(一部抜粋)

①管理体制 産業廃棄物管理責任者を置くように努める。

### ②建設工事現場における保管

- ・周囲に囲いを設け、保管場所であることや保管場所の責任者の連絡先等を掲示。
- ・変形又は破断させない、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

### ③処理の委託

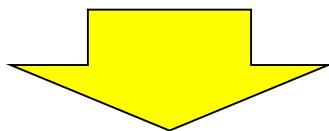
- ・廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。
- ・国の認定を受けた無害化処理施設に委託。
- ・委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

※石綿(アスベスト)に関すること

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/kenpai/index.html>

# 廃石綿等の不適正処理について

解体工事で生じた廃石綿等をがれき類(石綿含有産業廃棄物)として元請業者が処理業者に処理を委託した。



- 廃石綿等は特別管理産業廃棄物**であり、がれき類(石綿含有産業廃棄物)として処理できない。
- 処理を委託する場合、廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。

# 主な法令における石綿含有建材の名称

(参考)国土交通省  
「アスベスト対策Q&A」

法令	建材の種類		
	石綿含有吹付け材 (レベル1相当) <sup>(※)</sup>	石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材 (レベル2相当) <sup>(※)</sup>	その他の石綿含有建材 (レベル3相当) <sup>(※)</sup>
建築基準法 (所管:国土交通省)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール	対象外	対象外
大気汚染防止法 (所管:環境省)	特定建築材料 (吹付け石綿)	特定建築材料 (石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材)	対象外
大阪府生活環境の 保全等に関する条例 (所管:大阪府)	石綿含有建築材料 (吹付け石綿)	石綿含有建築材料 (石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材)	石綿含有建築材料 (石綿含有成形板)
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (所管:厚生労働省)	建築物等に吹き付けられた石綿等	石綿等が使用されている 保温材、耐火被覆材等	石綿等
廃棄物処理法 (所管:環境省)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物	廃石綿等 特別管理産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物

(※)「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害協会)で作業レベルをレベル1～3に分類し、便宜的に主な建材の区分としても使用。なお、一般的な呼称である。

# 問い合わせ先

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市環境部事業ごみ指導課	06-6858-3070
高槻市域	高槻市産業環境部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市環境部環境総務課	072-807-6211
八尾市域	八尾市経済環境部産業廃棄物指導課	072-924-3775
東大阪市域	東大阪市環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207～8
大阪府域 (上記7市域以外)	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570

## アスベスト廃棄物の適正処理について

- ・ 解体工事等に際しては、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）に、アスベスト廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底することが必要です。
- ・ 解体工事等に伴って、アスベスト廃棄物が発生した場合は、廃棄物処理法に基づき、他の廃棄物と混合するおそれがないように区別して保管し、適正処理をしてください。
- ・ なお、建築物等の解体等作業にあたっては、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、石綿障害予防規則等その他関係法令を遵守することが必要です。

## 飛散性のアスベスト廃棄物（特別管理産業廃棄物の『廃石綿等』）の処理について

### 1. 『廃石綿等』に該当する廃棄物

- 建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物  
吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材  
その他の保温材、断熱材、耐火被覆材（人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの）
- 吹付け石綿等の除去に使用された養生シート類、防じんマスク、作業衣、その他の用具・器具
- 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において排出された集じん物、防じんマスク、集じんフィルター、その他の用具・器具

### 2. 管理体制

- 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する
- 帳簿を備え付ける（廃石綿等を排出する事業場ごとに、毎月末までに、前月中における運搬及び処分に関する事項を記載し、5年間保存する）
- 処理計画を定めるよう努める（廃石綿等の発生量及び処理量、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

### 3. 建設工事現場における保管

- 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
- 湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等、廃石綿等の飛散の防止のため必要な措置を講じる（廃石綿等の埋立処分を行う場合は、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包する等、法令に基づく埋立処分基準に適合するよう措置する必要があるため、委託先の最終処分業者の受入基準等を確認しておく）
- 廃石綿等に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずる
- 廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示する

### 4. 運搬

- 他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して運搬する（混載禁止）
- 原則として、積替えを行わず処分施設に直送する
- 廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯する（又は収納した運搬容器に表示する）
- 運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
- プラスチック袋等の場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように、運搬車両の荷台に覆いをかける
- 固形化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、転倒により袋が破損しないようクッション材等の措置を講ずる

### 5. 処理の委託

- 運搬 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する
- 処分 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分又は熔融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する
- 委託にあたっては、処理を委託しようとする者に対し、あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知した上で、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
- マニフェストの交付、確認、保存を行う



# 非飛散性のアスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物）の処理について

## 1. 『石綿含有産業廃棄物』に該当する廃棄物

- 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

例) スレート（波板、ボード）、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグ石膏板、窯業系サイディング、パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、セメント円筒、スレート・木毛セメント積層板のような石綿含有成形板との複合板、吸音材料、ビニル床タイル（Pタイル）、ガスカート・パッキン

## 2. 管理体制

- 産業廃棄物管理責任者を置くよう努める（大阪府循環型社会形成推進条例（大阪府所管区域）※）  
※下記問い合わせ先の各市域においては、各市の条例による
- 処理計画を定めるよう努める（廃棄物の種類、発生量及び処理量、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

## 3. 建設工事現場における保管

- 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃棄物の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
- 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねるとともに、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる
- 廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること等必要な措置を講ずる

## 4. 運搬

- 廃棄物を破碎しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行う
- 運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
- 廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行う
- シート掛け、フレキシブルコンテナバッグ詰め等の飛散防止措置を行う

## 5. 処理の委託

- 運搬 廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬業者に委託する
- 処分 廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物処分業者（埋立処分又は熔融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する（破碎のみの処理を委託することはできない）
- 委託にあたっては、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
- マニフェストの交付、確認、保存を行う  
（委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する）

## 6. 破碎・切断の禁止

- 石綿含有産業廃棄物は、次の場合を除き、破碎・切断してはならない
  - ・ 運搬車両に比べ廃棄物が大きい等によりやむを得ず破碎・切断が必要な場合であって、散水等により十分に湿潤化した上で行う積み込みに必要な最小限度の破碎・切断
  - ・ 許可を受けた熔融処理施設又は認定を受けた無害化処理施設に廃棄物を投入するために行う前処理としての破碎・切断であって、国が定める方法による破碎・切断

## ■ 問い合わせ先

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市環境部事業ごみ指導課	06-6858-3070
高槻市域	高槻市産業環境部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市環境部環境総務課	072-807-6211
八尾市域	八尾市経済環境部産業廃棄物指導課	072-924-3772
東大阪市域	東大阪市環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207～8
大阪府域 (上記7市域以外)	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570

(平成30年4月)

## 地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理について

～被災地域の生活環境への飛散を防止するために～

地震災害時には、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体されます。この解体及び解体物の処理・運搬において、アスベストの飛散が懸念されます。被災地域の生活環境への飛散を防止するためには、地震災害時においても平常時と同様に、アスベスト飛散防止対策を徹底する必要があります。

建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれては、地震災害時に発生するアスベスト廃棄物の適正処理が図られるよう、次のことにご留意ください。

### **1. 災害発生時の応急措置に協力を！**

災害発生時に、飛散するおそれのある吹付けアスベスト（又は疑わしいもの）が露出するなどしたときは、アスベストの飛散・ばく露防止の応急措置を行う必要が生じます。建設業者・解体工事業者のみなさまにおかれても、必要に応じて、建築物の持主等による応急措置の実施に協力していただくようお願いいたします。

（主な応急措置の例）

- ・ ビニルシート等によって飛散防止を図る
- ・ 水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
- ・ 散水・養生等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐ為、ロープ等によって立入り禁止とする

### **2. アスベスト廃棄物は区分して適正に保管を！**

アスベスト廃棄物は、それ以外の廃棄物と分別して取り扱い、区分して適正に保管する必要があります。アスベストを含む廃棄物と含まない廃棄物を区分し、また、アスベストを含む廃棄物については、「廃石綿等」と「石綿含有廃棄物」に区分して適正に保管してください。なお、自治体が設置する一次保管場所に持ち込むときは、自治体が定める受入れの基準に従ってください。

### **3. アスベスト廃棄物は平常時と同様の処理を！**

アスベスト廃棄物については、地震災害時においても処理基準に従い、原則として平常時と同様の運搬・処分を行う必要があります。アスベスト廃棄物の処理基準に留意し、適切に運搬・処分してください。

アスベスト廃棄物の適正処理については、大阪府のホームページに掲載している資料等を参考にしてください。

（参考資料）

- ・ 建設工事業者の皆様へ「アスベスト廃棄物の適正処理について」（大阪府）  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3767/00000000/asbestos\\_tekiseishori.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3767/00000000/asbestos_tekiseishori.pdf)
- ・ 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」パンフレット（環境省）  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/man\\_disaster/pamph.pdf](http://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/pamph.pdf)

### **お問い合わせ**

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ  
住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階  
電話：06-6210-9570（直通）

（平成30年4月）